

商標によるブランドの保護・戦略

③より強いブランドを目指すための商標活用

講師：特許業務法人藤本パートナーズ
商標部 副部門長 弁理士 田中 成幸

3. より強いブランドを目指すための商標活用

●ブランド要素

名称、ロゴマーク、キャッチコピー、キャラクター、パッケージ、色、音楽、~~におい~~

商標での保護不可

- 一方、
- 【パッケージ】
 - ・位置商標（特に単純な図形で構成されるもの）
 - ・商品の形状のみからなる商標
 - 【色】
 - ・色彩のみからなる商標
 - 【音】
 - ・音楽的要素からなる商標

登録のためのハードルが極めて高い。

【ポイント】
・周知・著名性
・他人に同様の商標が使用されていない

登録ができれば、強い権利となるため、ブランド保護の観点からも有益

3. より強いブランドを目指すための商標活用

●商標権取得の段階的アプローチ（位置商標）



第1183902号等
(文字商標)



第3258286号
(文字+図形商標)



第4997908号
(図形+立体商標)

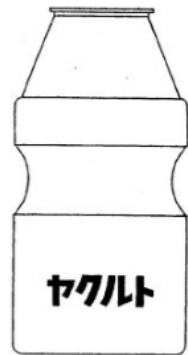


第6034112号
(位置商標)



3. より強いブランドを目指すための商標活用

● 商標権取得の段階的アプローチ (商品の形状のみからなる立体商標)



第4182141号
(立体+文字)



第5384525号
(商品の形状のみの立体商標)

現在、防護標章
出願中



3. より強いブランドを目指すための商標活用

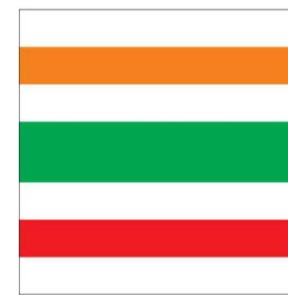
●商標権取得の段階的アプローチ(色彩のみからなる商標)



第1990266号
(看板部分そのまま)



第4260189号
(看板の色彩部分の図形)



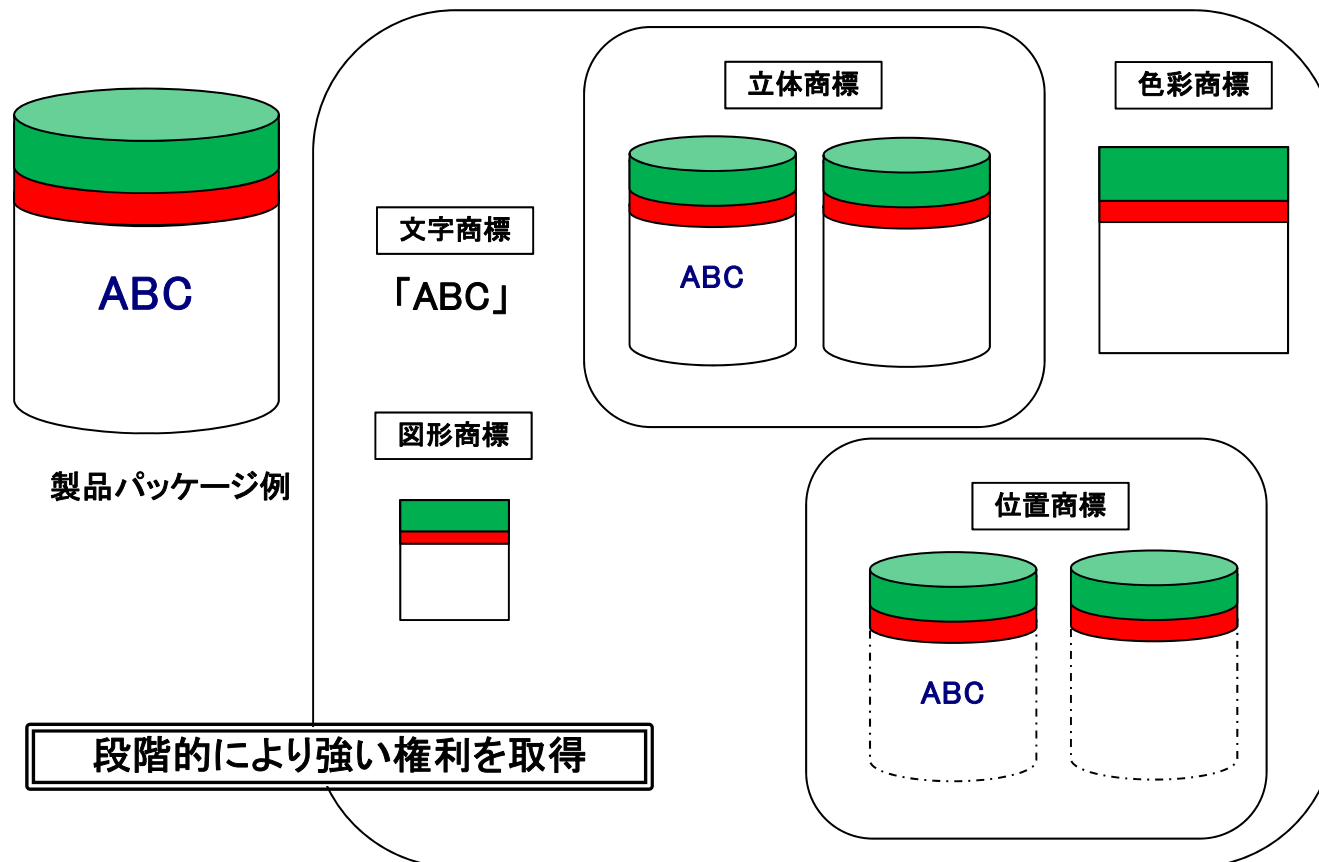
第5933289号
(色彩のみ)

商品区分での登録

小売等役務の区分での登録

時系列 →

3. より強いブランドを目指すための商標活用



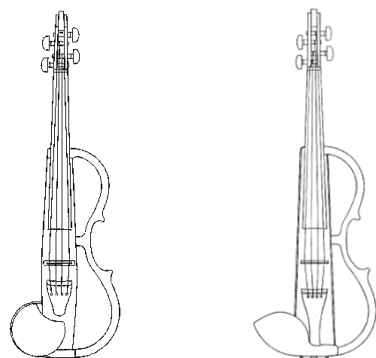
3. より強いブランドを目指すための商標活用

● 知財ミックスを利用したアプローチ（商品の形状のみからなる立体商標）

【事例紹介】

（意匠）

平成 9年 1月30日 意匠出願
 平成10年 2月20日 意匠登録
 平成25年 2月20日 存続期間満了



（商標）登録第5922528号

平成26年 9月24日 出願（立体商標）
 平成27年 2月 9日 拒絶理由通知
 平成27年11月 5日 拒絶査定
 平成28年 2月 5日 審判請求
 平成28年12月27日 請求認容審決
 平成29年 2月 7日 商標登録

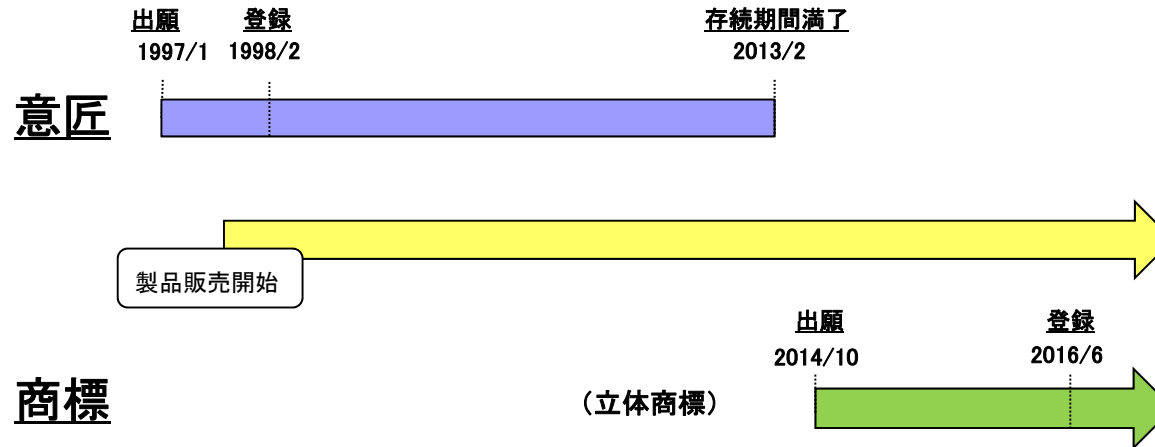
実物



3. より強いブランドを目指すための商標活用

【時系列】

※2007年3月31日以前に出願した意匠権の存続期間は15年

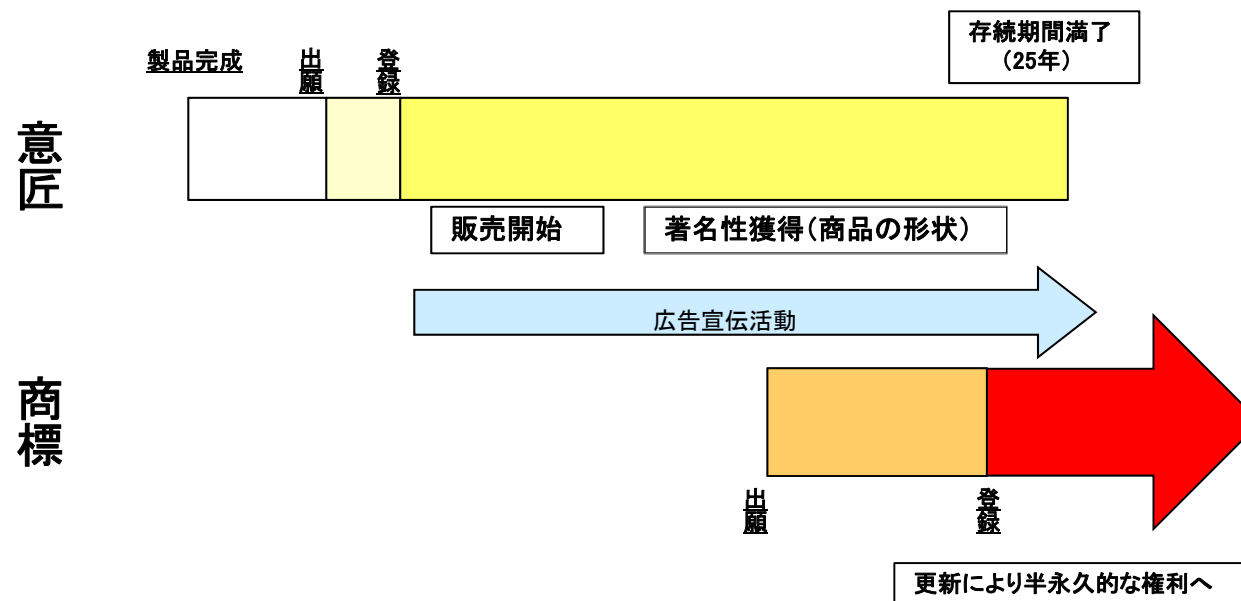


【使用実績】

1997年 製造販売開始、以後現在まで継続して販売。
 年間4000～5000本 (参考)電子楽器版バイオリンの販売本数 全世界 15,000本程度
 2001～2015年の間、年間1億円の売上

3. より強いブランドを目指すための商標活用

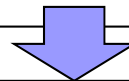
【出願から登録に至るまでの戦略】



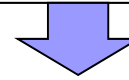
3. より強いブランドを目指すための商標活用

●知財ミックスを利用したアプローチ

- ・位置商標（特に単純な図形で構成されるもの）
- ・商品の形状のみからなる商標
- ・色彩のみからなる商標



取得すれば非常に強い権利となるが、使用による高い著名性の獲得が必要でハードルが高い。



意匠権を活用

- ・全体意匠・・・商品の形状のみからなる商標
 - ・部分意匠・・・位置商標
- 自社独自のデザインを長期間独占的に使用可
 → 商品の形状・デザイン自体に識別力が発生
 さらには、
使用している色彩自体にも識別力が発生する可能性もあり。

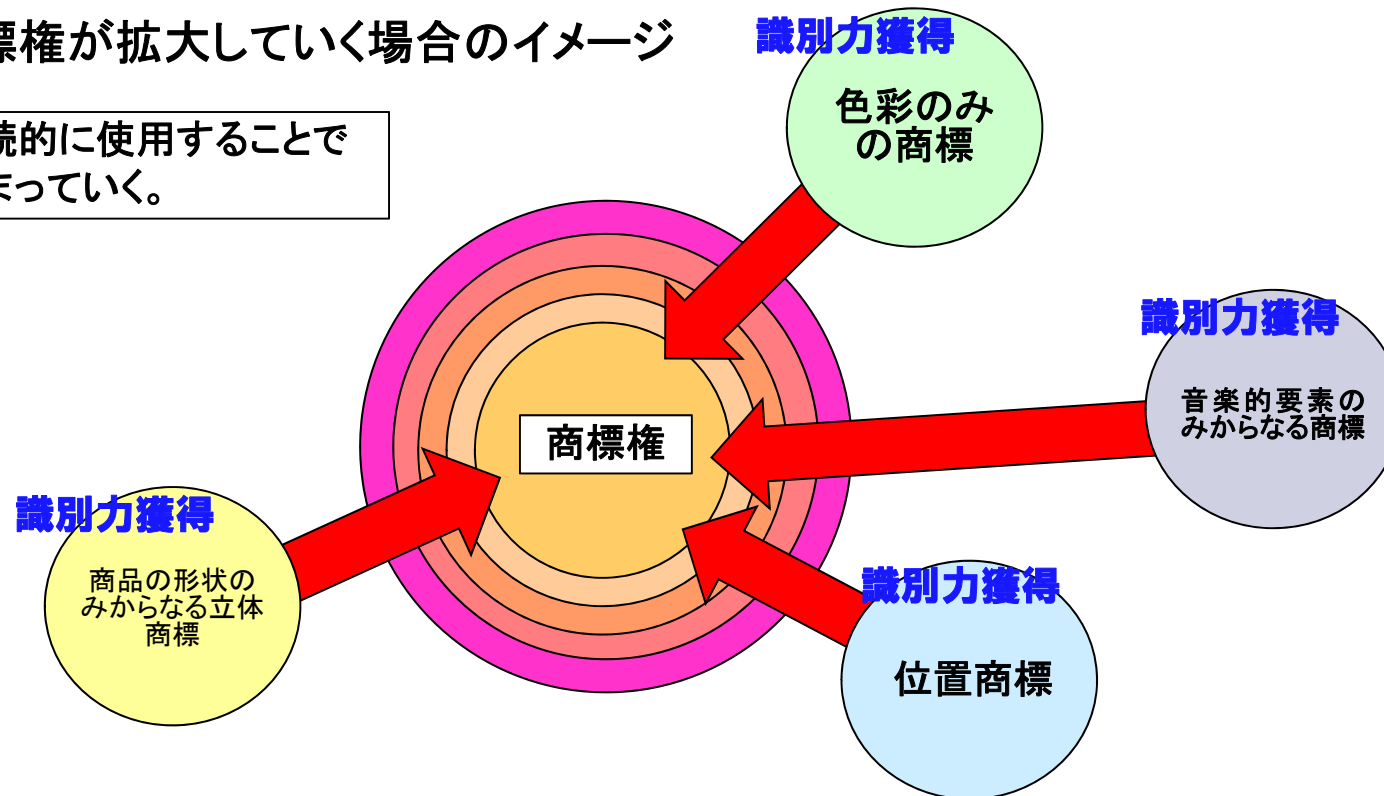
・周知・著名性
 ・他人に同様の商標が使用されていない

相乗効果

3. より強いブランドを目指すための商標活用

● 商標権が拡大していく場合のイメージ

商標は継続的に使用することで
価値が高まっていく。



まとめ

- ブランドという概念は、顧客がいれば発生し、その価値を高めるための戦略は企業の規模に関係なく重要です。
- ブランドに蓄積されていく信用を保護するためには、商標権を利用することが有効です。
- 貴社のブランドが商標権によって適切に保護されているかどうか、ブランド要素という観点から一度ご確認されることをお勧めいたします。

ご清聴ありがとうございました

ご質問・ご相談がございましたら、下記までご連絡ください。

〈特許業務法人 藤本パートナーズ〉

商標部 副部門長 弁理士 田中 成幸

TEL 06-6271-7908

E-mail s.tanaka@sun-group.co.jp